コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Howa Machinery,Ltd.
最終更新日：2015年6月26日
豊和工業株式会社
代表取締役社長 坂野 和秀
問合せ先：052-408-1120
証券コード：6203
howa@howa.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

・当社は、経営全般にわたり法令を遵守し、迅速かつ的確な意思決定と執行を図るとともに、透明性の確保が重要課題であると認識しております。このため、業務執行に関する重要事項については、取締役会において意思決定を行っております。但し、取締役会から委任された事項については代表取締役が意思決定を行なう体制となっております。また、執行役員会において執行報告を受ける体制にしております。さらに、意思決定の迅速化を図るため、常務会を開催し、経営の重要案件を審議いたしております。

・当社は、監査等委員会制度を採用しており、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とする事により、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ります。
また、監査等委員である取締役は、取締役会、常務会、執行役員会その他重要会議に出席し、取締役の業務執行状況について法令順守及び企業倫理の観点からも充分な監査を継続的に行なう体制をとっております。

・内部統制面につきましては、事業活動における法令遵守、業務の適正及び効率性を確保するため、内部監査規定、コンプライアンス規定などの社内規定の運用・整備に取り組み、今後一層の企業統治機能強化に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本生命保険相互会社	524,760	4.18
株式会社みずほ銀行	376,056	2.99
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	256,285	2.04
豊和工業協力グループ持株会	255,620	2.03
豊和工業従業員持株会	247,671	1.97
株式会社三菱東京UFJ銀行	243,948	1.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	240,100	1.91
三井住友信託銀行株式会社	217,200	1.73
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	181,700	1.44
明治安田生命保険相互会社	150,000	1.19

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
勝田　匡彦	他の会社の出身者								○			
太田　耕治	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
勝田　匡彦	○	○	勝田匡彦氏が参与を務められている岡谷鋼機株式会社と当社の間には部品仕入、製品販売の取引関係があります。 平成26年度において岡谷鋼機株式会社とその子会社（東海岡谷機材（株）、岡谷鋼機北海道（株））を含めた当社との取引比率は、仕入及び販売ともに当社の全取引の数%程度であり、主要な取引先には該当しておりません。	<招聘理由> 企業経営における豊富な経験と見識があるため。 <独立性に関する考え方> 当社と勝田匡彦氏が参与を務めている岡谷鋼機株式会社との間において、意思決定に対して影響を与え得る取引関係はないため、独立性が高いと判断しております。
太田　耕治	○	○	――	<招聘理由> 長年に亘り弁護士として活躍されており、法律知識が豊富であるため。 <独立性に関する考え方> 当社と太田耕治氏の間において、意思決定に対して影響を与え得る取引関係はないため、独立性が高いと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び専任の使用人は置いておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は内部監査委員会の内部監査部門より人選を行い、その任に当てるものとしています。
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合、監査等委員会の職務補助に従事している間は、専ら監査等委員会の指揮命令に従い、指示を実行するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と定期的に情報の交換を行い連携を図っていくとともに、内部監査委員会に対して、必要な調査・報告を求めることで連携を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社のような多業種かつ景気の動向に大きく影響を受ける業界については、取締役の業種に対する貢献度の判断が難しく、また、取締役は、新製品の開発等、中長期的な観点から業務執行を行う必要があるため、現在のところインセンティブ付与は行なっておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は連結報酬等の総額が1億円以上の取締役が存在しないため、個別報酬の開示は行なっておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第177期定時株主総会において、年額168百万円以内と決議いただいております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）個々の報酬については、取締役会において決議しております。

・監査等委員である取締役の報酬限度額は、、平成27年6月25日開催の第177期定時株主総会において、年額48百万円以内と決議いただいております。なお、監査等委員である取締役の個々の報酬については、監査等委員の取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の職務を補助すべき専任の使用人は置いておりませんが、社外取締役に対して、事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて事前に議案の内容を説明する等、総務部が適宜補助を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・当社は、経営全般にわたり法令を遵守し、迅速かつ的確な意思決定と執行を図るとともに、透明性の確保が重要課題であると認識しております。このため、業務執行に関する重要事項については、取締役会において意思決定を行っております。但し、取締役会から委任された事項については代表取締役が意思決定を行なう体制となっております。また、執行役員会において執行報告を受ける体制にしております。さらに、意思決定の迅速化を図るため、常務会を開催し、経営の重要案件を審議いたしております。

（監査等委員会）
当社の監査等委員会は、社外取締役2名を含む3名の監査等委員で構成されており、とくに社外取締役によるモニタリング機能を重視することにより、経営の健全性の維持・強化を図っております。その主たる職業は会社経営者、弁護士であり、それぞれの知見と経験を生かし、経営全般について取締役の職務執行をチェックいたします。

（内部監査委員会）
内部監査部門としては、内部監査委員会を設置し、定期及び不定期に内部業務監査を実施しております。監査等委員会との連携に関しては、常勤の監査等委員の定期的な内部監査報告会等への出席を通じて、相互に監査の質的向上を図ります。

（会計監査人）
会計監査については、当社と監査契約を締結している栄監査法人から会計監査を受けております。
監査等委員会と会計監査人の連携に関しては、監査等委員会は会計監査人の監査計画や重点監査項目をあらかじめ確認するとともに適宜会計監査に立ち会うなどして、必要に応じて会計監査人との間で意見交換を行います。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、平成27年6月25日の定時株主総会における定款変更の承認を受けて監査等委員会設置会社に移行いたしました。
構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、当社は監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年発送の招集通知は法定期日より6営業日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年開催の定時株主総会においては、集中日の1営業日前に開催しております。
その他	招集通知発送前に招集通知データをWEB開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年6月に初めて個人投資家向けにIR説明会を開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回　決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社のホームページ内のIRサイトにて、決算情報、適時開示情報、有価証券報告書等の情報・資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「行動基準」に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	・本社工場においてISO14001の認証を取得し、環境と調和した事業活動を推進しております。 ・稲沢工場地内の遊休部分を利用した太陽光発電事業を開始し、自然環境に優しい「再生可能エネルギー」の普及促進に努め、企業の社会的責任としての環境負荷低減活動を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

・当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループは、事業活動における法令、定款、社内規則及び企業倫理の遵守を確保するため、「コンプライアンス規程」を制定する。
当社グループの役職員がそれぞれの立場でコンプライアンスを充分認識して業務遂行にあたるよう、「行動基準」を定め、マニュアルの配布等を通じて周知徹底する。
また、当社グループを対象とした内部通報制度を設けて、役職員がコンプライアンス違反行為を知ったとき、又は自らの行動について判断に迷うときは、内部通報窓口へ通報・相談するものとし、通報者に対して、不利な取扱いを行わない。

・当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、稟議書、重要会議の議事録その他職務執行に係る文書・情報を「文書保存規程」等の社内規則に従い適切に保存・管理する。

・当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、輸出管理 及び災害等に係るリスクの予防・管理を行うため、「リスク管理規程」を制定するとともに、リスク管理委員会を設置してリスク管理体制を構築する。
また、当社は、子会社に対し、経営上の重要事項について当社への報告又は承認を義務づけ、当社グループ全体としてリスク管理を行う。

・当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、「職務権限規程」に基づく責任と権限及び意思決定ルールにより、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制をとる。
当社は、グループ各社を管理する担当部署を設置し、当社グループの職務執行が適正かつ効率的に行うために必要な管理を行う。
当社グループは、年度予算を設定し、当該予算を達成するために効率的な職務執行を行う。

・当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
当社は、他社との取引、会計処理等の業務活動が会社の経営方針、法令・社内規則に従い適正かつ効率的に行われているかを監査するため、「内部監査規程」を制定するとともに、内部監査委員会を設置して、当社グループに対する内部監査を実施し、当社グループの業務の適正を確保する。
また、当社は、子会社に対し、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告させるとともに、経営上の重要事項が発生した場合は直ちに報告させる。

・当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会の職務は、内部監査部門が補助する。
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、補助業務に関して、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
また、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動及び人事評価については、監査等委員会の意見を尊重する。

・当社グループの取締役、使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
監査等委員は、重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役、使用人等に対して報告を求めることができるものとする。
また、当社グループの取締役、使用人等は、当社グループに著しい影響を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に対して報告することとする。
内部監査委員会は、監査等委員会に対し、内部監査の結果及び内部通報の状況を定期的に報告することとする。

・当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告した者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループに周知徹底する。

・ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理する。

・その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、会計監査人及び内部監査委員会と定期的に情報交換を行い、必要に応じて連携を図り、実効的な監査業務を遂行する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な事業活動を行う上で、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することとし、不当要求には断固として応じないという考え方のもとに、「行動基準」に反社会的勢力への対応について明示し、「行動基準」を役職員全員へ配布することにより、徹底を図っております。
また、総務部を対応部署として、平素から、公益財団法人暴力追放愛知県民会議、愛知県企業防衛対策協議会の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明
――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

――

コーポレートガバナンス体制図

